

屋根の雪下ろし等助成事業のお知らせ

町では、ひとり暮らし世帯及び高齢者世帯等で居住している屋根の雪下ろし及び落雪した雪を排雪する労力の確保が困難な世帯に、除排雪経費の一部を助成する事業を実施しています。

■助成対象者

65歳以上のひとり暮らし世帯及び高齢者世帯等で、親族や近隣者から居住している家屋の屋根の雪下ろし等の援助を受けることができない世帯及び特に必要と認められる者（身体障がい者等）を含む世帯

■助成対象作業

- ・家屋屋根の雪下ろし
- ・屋根からの落雪、家屋周辺の除排雪

■助成額

除排雪費用の3分の2（限度額37,000円）
※ただし対象となるのは、1世帯2回までの合計額です。

■事業実施期間及び受付時間

令和6年1月9日（火）～3月31日（日）
平日8時30分～17時15分

■注意事項

はじめに事業者等に依頼してしまうと、助成

が受けられない場合がありますので、必ず先に健康管理センターに連絡してください。

降雪、積雪、事業者等の都合によりすぐに作業に伺えないことがありますので、あらかじめご了承ください。

※高齢者事業団による生活道路の除雪サービスとは制度が違いますのでご注意ください。

この他の除雪に関する助成事業については、広報きこない11月号に掲載しておりますので、そちらも併せてご覧ください。



介護の資格取得を目指している方を応援します

町では「介護職員初任者研修」及び「介護福祉士実務者研修」を受講し修了した方に対し、受講に要した経費の一部を補助します。

■対象者

木古内町民の方で、令和5年4月1日以降に上記研修を修了した方

■補助額

受講料から5千円を差し引いた額で、上限は8万3千円です。

■補助金の申請方法

事業者から発行された修了証明書と領収書、振込先の分かるものの写しを健康管理センターへ持参ください。

申請書に必要事項を記載いただき、後日指定の口座にお振り込みいたします。

■研修を行っている事業者

- ・ニチイ学館函館校
- ・三幸福祉カレッジ（函館教室）
- ・函館臨床福祉専門学校

※このほか、施設で独自に実施しているところがあります。

現在、上記研修を受講中、又は受講予定の方で、受講料の補助を希望される方は、一度下記までご連絡ください。

■このページに関するお問い合わせ

保健福祉課介護福祉グループ（健康管理センター） ☎01392-2-2122